

建築物省エネ法・性能向上計画認定手数料

船橋市・令和8年9月30日以前の申請

I. 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第29条第1項の規定に基づく 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定申請

第1表 性能向上計画認定手数料

対象建築物	認定手数料（第2表参照）
一戸建ての住宅	一戸建ての住宅の手数料（建築物の床面積に応じて）【A】
一戸建ての住宅と非住宅建築物の 複合建築物	一戸建ての住宅の手数料（住宅部分の床面積に応じて）【A】 + 非住宅部分の手数料（非住宅部分の床面積に応じて）【C】
共同住宅等	共同住宅等の手数料（建築物の床面積に応じて）【B】
共同住宅等と非住宅建築物の 複合建築物	共同住宅等の手数料（住宅部分の床面積に応じて）【B】 + 非住宅部分の手数料（非住宅部分の床面積に応じて）【C】
非住宅建築物	非住宅部分の手数料（建築物の床面積に応じて）【C】

※共同住宅等とは、「共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅」をさします。
※建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第29条第3項の規定に基づく認定申請（複数建築物）は、建築物ごとにそれぞれの料金を加算します。
※共同住宅等の床面積について、共用部分を評価しない計算方法の場合は、共用部分の床面積を除きます。

第2表 部分ごとの手数料算定表 （単位：円）

住宅部分・非住宅部分の区分		床面積の区分	適合証等の添付がある場合	所管行政庁が全ての認定事務を実施する場合		
				誘導仕様基準による 場合	誘導仕様・計算併用 法による場合	その他の場合
住宅部分	一戸建ての住宅 【A】	200㎡未満	4,700	17,000	25,000	34,000
		200㎡以上		18,000	28,000	38,000
	共同住宅等 【B】	300㎡未満	9,300	32,000	50,000	68,000
		300㎡以上2000㎡未満	20,000	56,000	85,000	114,000
		2000㎡以上5000㎡未満	44,000	102,000	148,000	195,000
		5000㎡以上	79,000	155,000	217,000	279,000

住宅部分・非住宅部分の区分	床面積の区分	適合証等の添付がある場合	所管行政庁が全ての認定事務を実施する場合	
			モデル建築物誘導基準による場合	その他の場合
非住宅部分 【C】	300㎡未満	9, 300	86, 000	226, 000
	300㎡以上1000㎡未満	16, 000	110, 000	283, 000
	1000㎡以上2000㎡未満	26, 000	145, 000	366, 000
	2000㎡以上5000㎡未満	79, 000	235, 000	523, 000
	5000㎡以上10000㎡未満	126, 000	307, 000	644, 000
	10000㎡以上25000㎡未満	159, 000	369, 000	761, 000
	25000㎡以上	199, 000	433, 000	868, 000

- ・適合証等とは、登録建築物エネルギー消費性能判定機関の事前の技術的審査による「適合証」又は適切な「設計住宅性能評価書」の写しをいう。
- ・誘導仕様基準とは、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（以下「省令」という。）第10条第2号イ（2）及びロ（2）に定める基準をいう。
- ・誘導仕様・計算併用法とは、省令第10条第2号イ（1）及びロ（2）に定める基準又は同号イ（2）及びロ（1）に定める基準により評価する方法をいう。
- ・モデル建築物誘導基準とは、省令第10条第1号イ（2）及びロ（2）に定める基準をいう。

II. 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第31条第1項の規定に基づく 建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定申請

第3表 変更認定手数料 （単位：円）

手数料
第1表に掲げる手数料に、1/2を乗じて得た額

III. 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第30条第2項の規定に基づく申し出があった場合 （認定申請に建築確認申請を併願する場合） ⇒第1表又は第3表の手数料に確認申請手数料の額を加算した金額

●手数料の根拠は、船橋市手数料条例（昭和36年船橋市条例第11号）別表第3による。